

## 〔2〕 計画期間の考え方

計画期間は、令和6年4月から事業の効果が現れると見込まれる令和11年3月までの5年とし、その最終年度である令和10年度を目標年次とする。

## 〔3〕 目標指標の設定の考え方

### （1）定量的な目標指標の設定

中心市街地活性化の目標に対し、それぞれ以下の目標指標を設定する。

#### 目標① まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出

- ・ 基本方針「中心市街地とみなとまちの連携による満足度の高い交流機会の提供」に対して、中心市街地にある旧平良庁舎や公設市場、根間公園など拠点施設の機能強化を図るとともに、みなとまち（平良港周辺）に市民や観光客が楽しめる娯楽レジャー拠点を整備することで、市街地とみなとまちの賑わいの連鎖と回遊性を確保することを目標として設定した。
- ・ 中心市街地への来街状況を把握するため、市街地の交流拠点となる『都市福利施設・観光交流施設の利用者数』を目標指標とした。

#### 目標② 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進

- ・ 基本方針「訪れやすく、多彩なサービスを心地よく楽しめる商業空間の形成」に対して、来街者向けの共用駐車スペースの充実を図るとともに、多様な移動手段の導入や既存インフラのバリアフリー化、商業施設の集積や広場の整備などにより市民や観光客が集まり回遊したくなる市街地を形成し、来街機会増と滞在時間増を実現することを目標に設定した。
- ・ 中心市街地への来街利便性の向上を把握するため、中心市街地の『来街者数（バス停利用者数）』を目標指標とした。

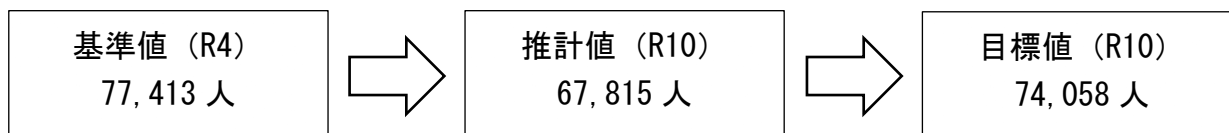
#### 目標③ 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上

- ・ 基本方針「誰もが住みやすく、安全・快適で利便性の高い居住環境の形成」に対して、教育・福祉・生活サービスの充実や多目的広場の配置により、子どもから高齢者まで安心して快適に暮らせる居住環境を整備するとともに、エコライフシステムの導入による生活コスト低減を図ることで、まちなか居住の利便性と魅力を向上させることを目標に設定した。
- ・ 中心市街地の人口減少・少子高齢化という課題を踏まえて『定住人口』を目標指標とした。

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	推計値	目標値
中心市街地とみなとまちの連携による満足度の高い交流機会の提供	目標① まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数(人)	77,413 (R4)	67,815 (R10)	74,058 (R10)
訪れやすく、多彩なサービスを心地よく楽しめる商業空間の形成	目標② 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進	中心市街地の来街者数(バス停利用者数)(人)	5,214 (R3)	5,005 (R10)	6,537 (R10)
誰もが住みやすく、安全・快適で利便性の高い居住環境の整備	目標③ 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上	中心市街地の居住人口(人)	2,674 (R4)	2,572 (R10)	2,632 (R10)

## (2) 目標値の設定

### (a) 都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数



#### ①事業を実施しなかった場合の都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数の推移

令和元年時点で中心市街地の区域に立地し、利用者数の把握が可能な都市福祉施設・観光交流施設として、公設市場、マティダ市民劇場がある。

基準値となる令和4年の都市福祉施設・観光交流施設の年間利用者数は77,413人である。これらの施設の令和10年の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の平成23年から令和元年のトレンドから約67,815人になると推計される。

#### ②事業効果による見込み値

##### ■公設市場（指定管理者及びPFI導入可能性検討）：年間利用者数 **増加分 3,349人**

- ・令和4年 38,229人⇒令和10年 33,489人
- ・PFI導入による効果 10%（「PPP/PFI手法導入 優先的検討規程策定の手引（平成28年3月内閣府）」、利用料金収入増加率10%より、PFIによる利用者数の増加を10%見込む）  
 $= 33,489 \text{人} \times 0.1 = 3,349 \text{人}$

■マティダ市民劇場：年間利用者数 **増加分 2,894 人**

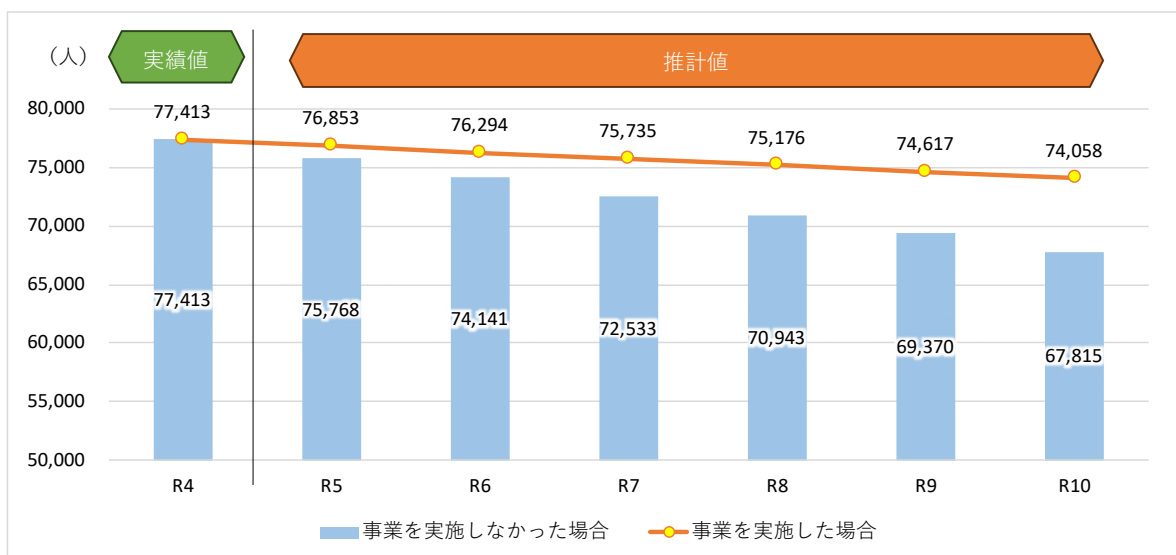
- ・間接効果として近接するはりみず公園周辺の再整備の利用者による増加を見込む。
- ・劇場などの文化活動を目的とする来街者割合は9%（令和4年中心市街地活性化に関する市民アンケートより）
- ・はりみず公園年間来客数（32,160人）×0.09＝2,894人

③目標値

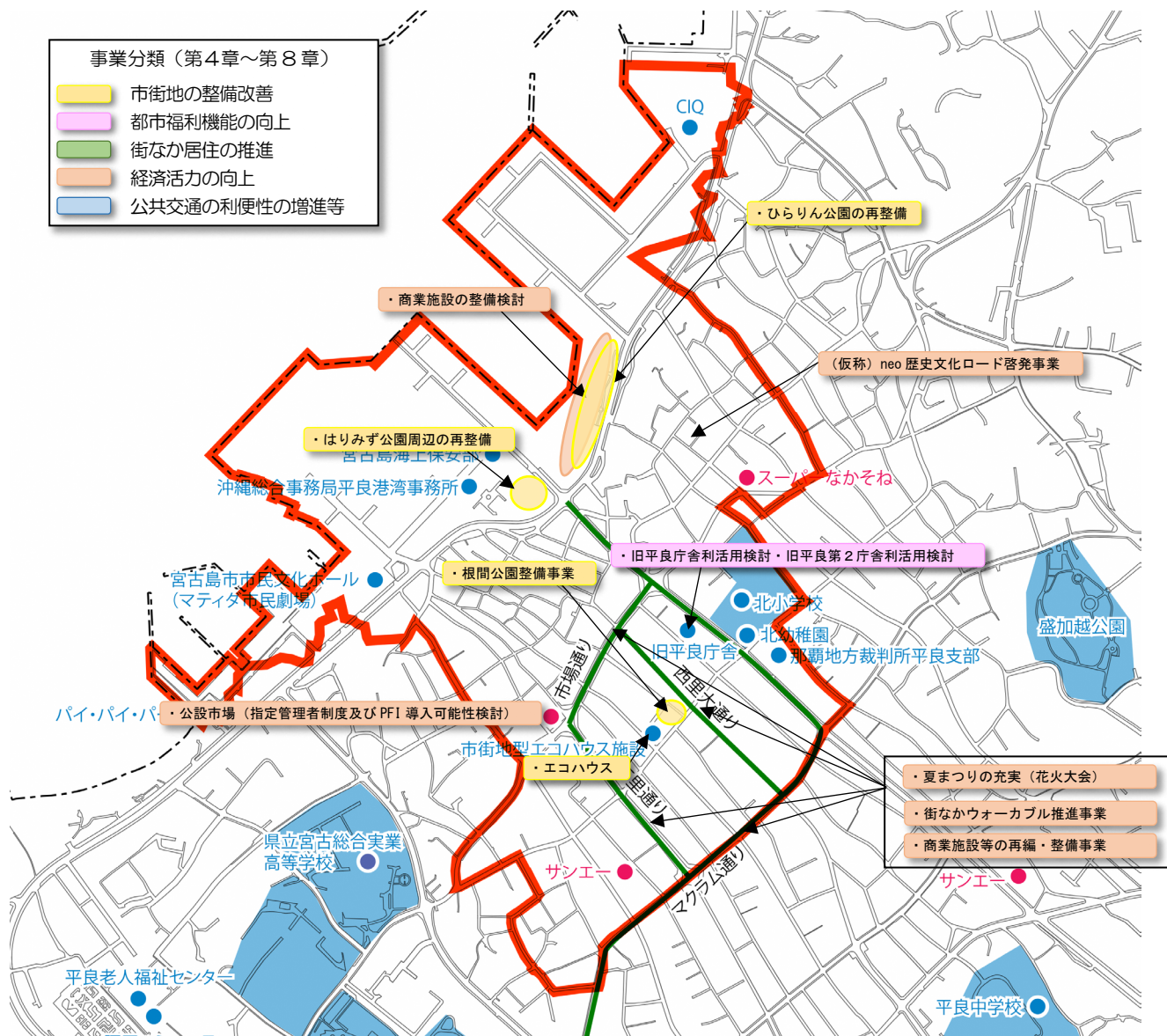
以上を踏まえ、目標値（令和10年度の都市福利施設・観光交流施設の利用者数）を 74,058人 と設定する。

都市福利施設・観光交流施設の利用者数

$$\begin{aligned}
 &= \text{事業を実施しなかった場合の推計値} + \text{事業効果による見込み値} \\
 &= 67,815 \text{ 人} + (3,349 \text{ 人} + 2,894 \text{ 人}) = \underline{74,058 \text{ 人}}
 \end{aligned}$$



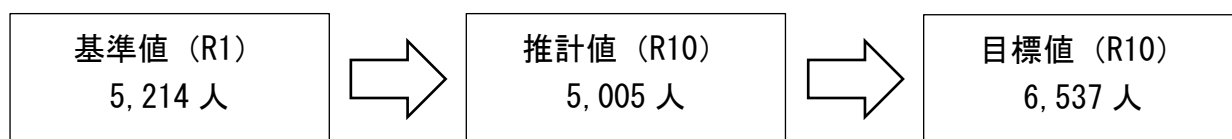
<目標値（都市福利施設・観光交流施設等の利用者数）の達成に資する事業>



【中心市街地区域全体を対象とする事業、地点を限定しない事業】

- <市街地の整備改善>
  - 自走式共用駐車場の整備事業
- <都市福利機能の向上>
  - 文化振興事業
- <経済活力の向上>
  - 宮古島観光誘客受入体制強化業務
  - 観光協会DMO
  - 6次産業化事業
  - デジタル地域通貨の導入検討事業
  - みなとまち観光交流拠点の整備・運営事業
  - エコライフサービスの提供検討事業
  - まちづくり会社の都市再生推進法人化に向けた計画検討

## (b) 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）



### ①事業を実施しなかった場合の中心市街地の来街者数（バス停利用者数）の利用者数の推移

宮古島市全体のバス利用者数の推移をみると、平成 30 年から令和 2 年のトレンドから、令和 3 年の推計値は 86 千人、令和 10 年の推計値は 83 千人となる。

また、中心市街地のバス停（中央交通の平良港、公設市場、北小前の 3 か所）利用者数は、基準値となる令和元年時点で 5,214 人である。上記の市全体のバス利用者のトレンドから、中心市街地のバス停の令和 10 年時点の利用者数は 5,005 人 と推計される。

### ②事業効果による見込み値

#### ■旧平良庁舎利活用検討・旧平良第 2 庁舎利活用検討：年間利用者数 54,397 人

- ・旧平良庁舎面積 8,119 m<sup>2</sup>
- ・宮古島市事例（未来創造センター12,203 m<sup>2</sup>、約 82,000 人/年⇒6.7 人/m<sup>2</sup>）
- ・旧平良庁舎利用者数=8,119 m<sup>2</sup>×6.7 人/m<sup>2</sup>=54,397 人

#### ■公設市場（指定管理者及び PFI 導入可能性検討）：年間利用者数 42,052 人

- ・令和 4 年 38,229 人
- ・PFI 導入による効果 10%（「PPP/PFI 手法導入 優先的検討規程策定の手引（平成 28 年 3 月内閣府）」、利用料金収入増加率 10%より、PFI による利用者数の増加を 10%見込む）
- ・38,229 人×1.1=42,052 人

#### ■エコハウス：年間利用者数 1,460 人

- ・1 日 1 組（4 人）×365 日=1,460 人

#### ■根間公園整備事業：年間利用者数 32,160 人

- ・面積 2,000 m<sup>2</sup>⇒広場 1,000 m<sup>2</sup>（園地率 50%と想定）
- ・公園一人当たり占有面積：15 m<sup>2</sup>/人
- ・収容力=1,000 m<sup>2</sup>÷15 m<sup>2</sup>/人=67 人
- ・年間収容力=収容力÷最大日率÷回転率÷園地利用率  
=67 人/(1/60)/(1/4)/0.5=32,160 人

（自然公園等施設技術指針第 3 部施設別技術指針第 2 章園地（令和 4 年 3 月環境省））

#### ■ひらりん公園の再整備：年間利用者数 207,840 人

- ・面積 13,000 m<sup>2</sup>⇒広場 6,500 m<sup>2</sup>（園地率 50%と想定）
- ・公園一人当たり占有面積：15 m<sup>2</sup>/人
- ・収容力=6,500 m<sup>2</sup>÷15 m<sup>2</sup>/人=433 人

- ・年間収容力＝収容力÷最大日率÷回転率÷園地利用率  
 $=433 \text{ 人}/(1/60)/(1/4)/0.5=207,840 \text{ 人}$

■はりみず公園周辺の再整備：年間利用者数 **32,160 人**

- ・面積 2,000 m<sup>2</sup>⇒広場 1,000 m<sup>2</sup>（園地率 50%と想定）
- ・以下、根間公園に同じ

■商業施設の整備検討：年間利用者数 **1,161,795 人**

- ・面積 3,167 m<sup>2</sup>（資料：第 1 期宮古島市みなとまちづくり基本計画）
- ・店舗面積当たり日來客数の原単位（1,100－30×面積）（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針：経済産業省）  
 $=1,100-30 \times 3.167 \text{ 千m}^2=1,005 \text{ 人/千m}^2$
- ・日來客数=3.167 千m<sup>2</sup>×1,005 人/千m<sup>2</sup>=3,183 人
- ・年間來客数=3,183 人×365 日=1,161,795 人

■事業効果による利用者の増加数：**1,531,864 人**

- ・54,397+42,052+1,460+32,160+207,840+32,160+1,161,795=1,531,864 人

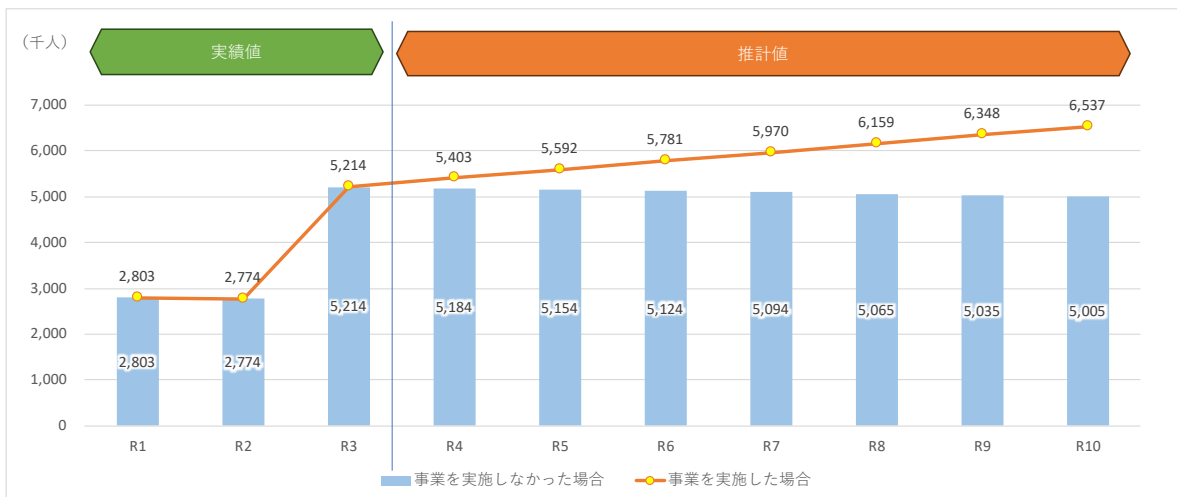
■バス利用者数：**1,532 人**

- ・バス使用率 0.8%（令和 4 年中心市街地活性化に関する市民アンケートより）
- ・年間バス利用者数 1,531,564 人×0.8%=12,255 人
- ・中央交通系統のバス停（8 系統のうちの一つ） 12,255 人÷8 系統=1,532 人

③目標値

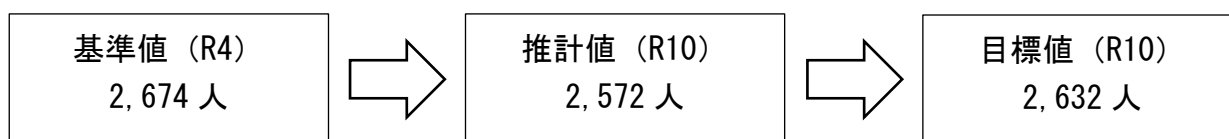
以上を踏まえ、目標値（令和 10 年度の中心市街地の來街者数（バス停利用者数））を **6,537 人** と設定する。

中心市街地バス停利用者数＝事業を実施しなかった場合の推計値＋事業効果による見込み値  
 $=5,005 \text{ 人}+1,532 \text{ 人}=\underline{\underline{6,537 \text{ 人}}}$





## (c) 居住人口



### ①事業を実施しなかった場合の居住人口の推移

中心市街地の居住人口の推移をみると、基準値となる令和4年度では2,674人であり、事業を実施しなかった場合、令和10年度の居住人口は、平成30年から令和4年のトレンドから約2,572人になると推計される。

### ②事業効果による見込み値

#### ■（仮）公営住宅及び公有地活用による定住促進策の検討事業

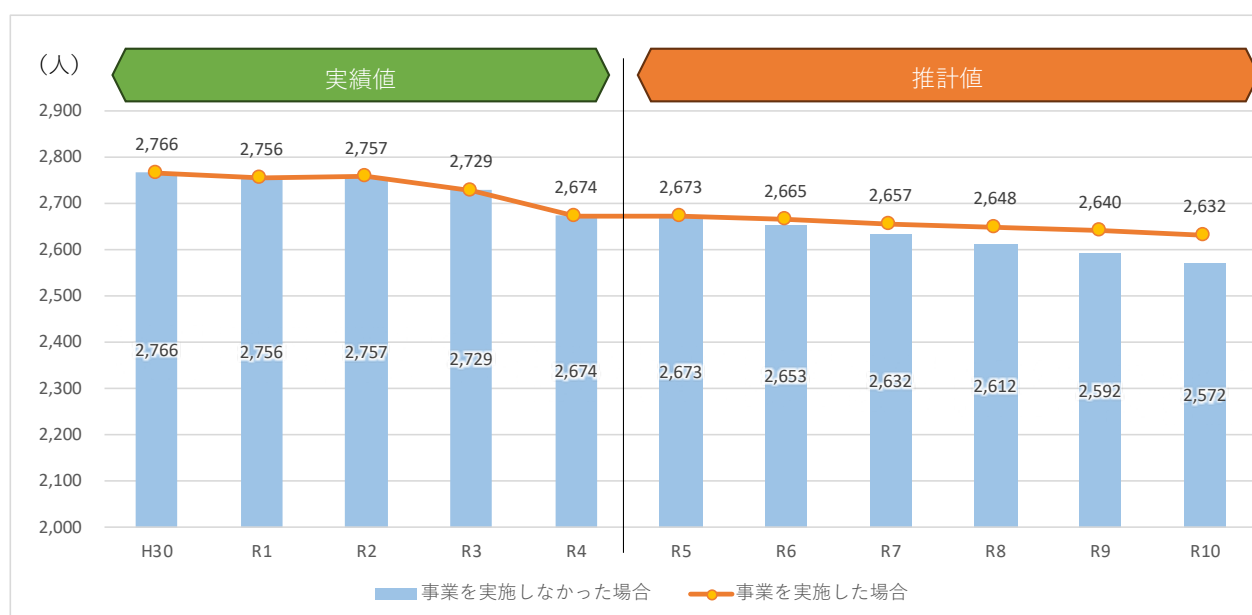
PFI導入による公営住宅の活用及び公有地活用による民間賃貸住宅の整備促進など、若者の定住促進に資する方策の検討により、5か年で3棟の民間賃貸住宅の整備を見込む。

民間賃貸住宅は中心市街地での店舗ニーズも踏まえ、1階を店舗、2～4階の貸し住宅を想定し、4階建て1棟当たり約20人の居住人口の増加を見込む。

### ③目標値

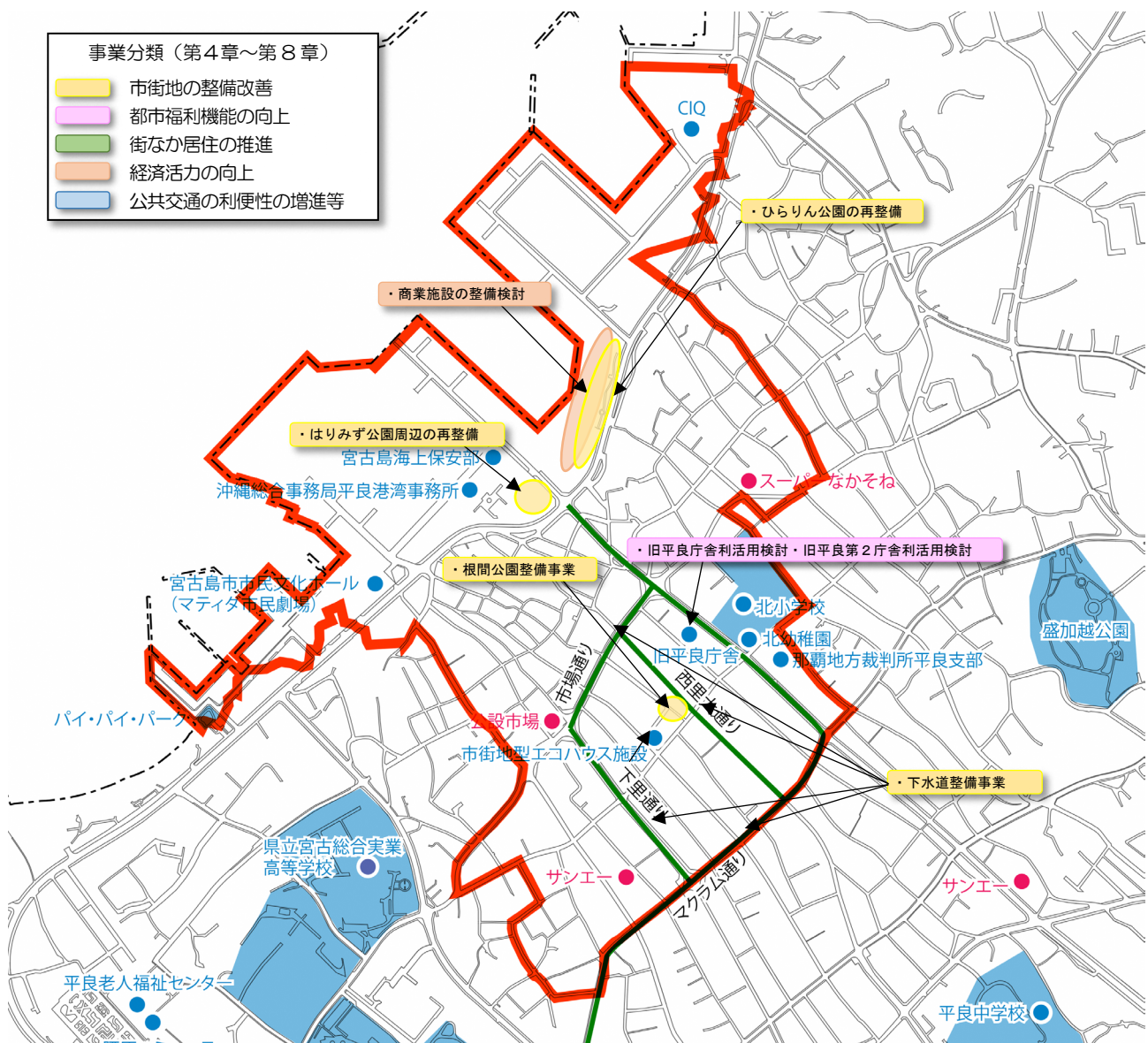
以上を踏まえ、目標値（令和10年度の居住人口）を2,632人と設定する。

$$\begin{aligned} \text{居住人口} &= \text{事業を実施しなかった場合の推計値} + \text{事業効果による見込み値} \\ &= 2,572 \text{ 人} + 60 \text{ 人} = \underline{2,632 \text{ 人}} \end{aligned}$$





## <目標値（居住人口）の達成に資する事業>



### 【中心市街地全体を対象とする事業、地点を限定しない事業】

#### <市街地の整備改善>

- 再生可能エネルギー最大限導入計画策定業務
- 花いっぱい推進事業

#### <都市福利機能の向上>

- 放課後子ども教室事業
- 地域学校協働本部事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 北幼稚園の認定こども園移行推進事業（仮）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 文化振興事業
- 結婚新生活支援事業
- 地域福祉計画推進事業

#### <街なか居住の推進>

- （仮）公営住宅及び公有地活用による定住促進策の検討事業
- 空家対策事業
- 中心市街地共同住宅供給事業

#### <経済活力の向上>

- 地域づくり支援事業補助金（公募型）

## 【4】フォローアップの方針

### (a) 都市福利施設・観光交流施設等の利用者数

#### ①フォローアップの時期等

都市福利施設・観光交流施設等の利用者数については、担当課が所有する各施設の利用数データから算出する。

併せて、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に実施する。

#### ②フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値をもとに、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

#### ③事業ごとの計測値（直接効果）

事業名	計測値
1. 公設市場（指定管理者及びPFI導入可能性検討）	利用者数

#### ④フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行う。さらに、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

### (b) 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）

#### ①フォローアップの時期等

中心市街地の来街者数（バス停利用者数）については、中央交通のバス停（平良港、公設市場、北小前）の利用者数の合計から算出する。

併せて、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に実施する。

#### ②フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値をもとに、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

### ③事業ごとの計測値（間接効果）

事業名	計測値
1. 公設市場（指定管理者及びPFI導入可能性検討）	利用者数
2. エコハウス	利用者数

### ④フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行う。さらに、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

## （c）居住人口

### ①フォローアップの時期等

中心市街地の居住人口については、住民基本台帳に基づく各年3月末の中心市街地の居住人口から算出する。

併せて、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に実施する。

### ②フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値をもとに、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

### ③事業ごとの計測値（直接効果）

事業名	計測値
1.（仮）公営住宅及び公有地活用による定住促進策の検討事業	新規の共同住宅数

### ④フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行う。さらに、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

## 4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

### 〔1〕市街地の整備改善の必要性

中心市街地は、廃藩置県後にマクラム通りを中心に官庁施設が建設され、戦前までに市場通り、西里大通り、下里通り等の商業系の土地利用地区の基礎が築かれたエリアである。

現在は、官公庁施設が集積するマクラム通りから下里通り等の商店街周辺で商業系の用途、平良港や前比屋・出口地域で工業系の用途、その周辺地域で住居系の用途に指定されている。

3つの通り会（商店街）で囲まれたエリアでは、根間土地区画整理事業が実施されているものの、市街地での賑わい交流拠点となる根間公園は未整備となっており、早期整備が課題となっている。市民アンケート調査によると、中心市街地の活性化に向けて、休憩やイベントなどに利用できる広場の充実が必要との意見が多く上げられている。

多くの市民や観光客が訪れる西里通りにおいては、電柱による通行や景観の阻害とともに、各家庭や店舗等から道路側溝等に流出している排水による悪臭が課題となっている。

また、相対的に高い地価や込み入った権利関係を背景とした計画的な都市基盤施設の整備や建築物の更新、車社会のライフスタイルに対応した道路、駐車場等の整備の遅れなどにより、新しい都市機能の受け皿となる土地利用に十分な対応ができていないことが課題となっている。

この現状を踏まえ、中心市街地の機能向上、環境改善、防犯機能の向上等に資することが重要となる。また、中心市街地での休憩やイベントなどの拠点となる公園の整備、駐車場の確保、下水道整備などの環境対策の推進によるエコアイランド宮古島 2.0 の実現などに取り組む必要がある。

### 〔2〕具体的事業の内容

#### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### （2）認定と連携した支援措置に関連する事業

##### ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】下水道整備事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和6年度		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	住宅や観光客の増加により需要が増している汚水処理の施設処理能力の向上等を図るため、公共下水道及び浄化槽の整備を一体的に推進する。豊かな自然環境の保全、公共用水域の水質汚濁防止、快適な生活環境の維持・向上等を目的に、下水道整備及び合併処理浄化槽設置の推進を図るとともに、加入及び接続の向上に取り組む。 通り会等と連携し、事業説明会を早急に行い、公共下水道埋設工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	下水道整備による悪臭の除去により、快適なウォークアブルな空間として、来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】下水道整備事業【再掲】

【事業実施時期】	令和5年度～令和6年度		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	住宅や観光客の増加により需要が増している汚水処理の施設処理能力の向上等を図るため、公共下水道及び浄化槽の整備を一体的に推進する。豊かな自然環境の保全、公共用水域の水質汚濁防止、快適な生活環境の維持・向上等を目的に、下水道整備及び合併処理浄化槽設置の推進を図るとともに、加入及び接続の向上に取り組む。 通り会等と連携し、事業説明会を早急に行い、公共下水道埋設工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	下水道整備による悪臭の除去により、快適なウォークアブルな空間として、来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	沖縄振興公共投資交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 根間公園整備事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和8年度		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	広場のほか、アズマ屋・ベンチ等の休憩施設、駐輪場などの便益施設を整備する。(面積0.2ha) 各通り会や隣接するエコハウス(関係各課)との連携や市民、民間事業者及び観光客が集う交流イベント等の開催を想定し整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数(バス停利用者数) 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	まちなかの緑空間・滞在空間の創出と交流活動の推進により、観光交流施設の利用者数や来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	沖縄振興特別推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 エコハウス

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	ゼロカーボン等のエコアイランドの取組普及に向け、宿泊施設としての普及活動を進めつつ、根間公園と一体となった地域の交流稼働の拠点として、省エネやエコの情報発信、地域のまちづくりプレイヤーによるイベント・交流活動等の新たな利活用についての検討を進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数(バス停利用者数)		
【活性化に資する理由】	エコハウスの魅力向上により、観光交流施設の利用者数、来街者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】再生可能エネルギー最大限導入計画策定業務**

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	ゼロカーボンシティの実現を通じた市民の豊かさの向上を図るため、再生可能エネルギーを最適な形で最大限導入するための実現性・実効性の高い計画を作成する。この計画を踏まえ、市民や事業者の自主的な取組を促進し、中心市街地における再生可能エネルギーの積極的活用（施設内のソーラー設置、街灯の整備等）を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	再生可能エネルギーを活用した快適な住環境の整備より、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】ひらりん公園の再整備**

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	宮古島市・民間事業者		
【事業内容】	歩いてアートを感じる癒しのプロムナード、休憩できるスポットなど歩行者に優しく潤い空間を整備する。プロムナードのメインストリートとして、海への眺望を活かしたサンセットビューデッキの設置を検討する。民間活力の導入による整備として、令和5年度に事業者の公募、令和6年度以降に施設整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	まちなかの賑わい空間の創出と交流活動の推進により、観光交流施設の利用者数や来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 はりみず公園周辺の再整備**

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	はりみず公園周辺における賑わい空間を創出する。キッチンカーの出店やイベントの開催などを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	まちなかの賑わい空間の創出と交流活動の推進により、観光交流施設の利用者数や来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 花いっぱい推進事業**

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	将来にわたって、花と緑で彩り溢れるかけがえのない美しい島づくりを目指すため、自治会・学校・企業・道路の里親等と連携し、花の苗の鉢上や育苗した苗の植栽を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	花と緑で彩られたまちなか空間の創出により、来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 自走式共用駐車場の整備事業**

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	まちづくり会社		
【事業内容】	既存駐車場の上部空間を生かした自走式駐車場や公園等の整備、運営を行う。（関係権利者との調整・合意形成、調査・設計、事業実施）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	来街者向けの駐車場の整備による利便性の向上により、観光交流施設の利用者数や来街者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			



## 5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### 〔1〕都市福利施設の整備の必要性

本市では、これまで、本庁舎機能が市内7箇所に分散し配置されていたが、市民サービスの効率性の向上を図るため、2021年（令和3年）に宮古空港に隣接して新設された新総合庁舎に機能が集約された。これまで、中心市街地に位置していた旧平良庁舎の建物は残されているものの、現在は活用されていない。

また、中心市街地の旧平良第二庁舎にあった市立図書館は、2019年（令和元年）8月に開館した未来創造センターに移転し、建物は解体され、その跡地が残っている。

中心市街地の年齢3区分別の人口割合では、2022年（令和4年）の年少人口比率は11.3%で市全体（15.2%）より少子化が進んでいる状況にあり、子育て世帯が住みやすい生活環境の整備が課題となっている。

中心市街地の周辺には、小中学校、高等学校が集積しているものの、市内には、大学・専門学校等がないことから、高等学校卒業後に進学を望む若年層が必然的に転出するという離島特有の課題を有している。

この現状を踏まえ、中心市街地の活性化には、市民サービスの核となっていた旧平良庁舎の建物や旧平良第二庁舎の跡地の有効活用が必要となる。また、若年層の定住人口増加や子育て世帯が安心して生活できる取組が必要となる。

### 〔2〕具体的事業の内容

#### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### （2）認定と連携した支援措置に関連する事業

##### ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

##### ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】放課後子ども教室事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもを育むために、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用した子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	子育て世帯にやさしいまちづくりの推進により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、 沖縄県学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和 6 年度～	【支援主体】	文部科学省、沖縄県
【その他特記事項】			

【事業名】地域学校協働本部事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働できるよう、地域住民等の参画を得ながら、地域学校協働本部の取組を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	子育て世帯にやさしいまちづくりの推進により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、 沖縄県学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金		
【支援措置実施時期】	平成 21 年度～	【支援主体】	文部科学省、沖縄県
【その他特記事項】			

【事業名】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。中心市街地においては、「放課後児童クラブたいら」が民設民営で運営されている。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	子供の適切な遊び及び生活の場を確保するとともに子育て環境の改善により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	平成 27 年～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

【事業名】北幼稚園の認定こども園移行推進事業(仮)

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	「待機児童の解消」や「質の高い幼児期の保育・教育の整備」、「保育士・幼稚園教諭の人材確保及び育成」等を効率的に推進するため、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を一体的に提供できる「認定こども園」への移行に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	認定こども園移行等の子育て環境の推進により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	就学前教育・保育施設整備交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

【事業名】ファミリー・サポート・センター事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	地域において育児の援助を行いたいものと援助を受けたいものが行う会員制相互援助活動を支援することにより、子育てを行うすべての家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と家庭が両立できる環境を整備し、労働者の福祉の増進を図りながら地域の子育て支援等児童福祉の向上に資することを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	子育て世帯にやさしいまちづくりの推進により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	平成17年度～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】旧平良庁舎利活用検討・旧平良第2庁舎利活用検討

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	市役所機能移転後の旧平良庁舎について、民間資金を活用した運用を行う。令和5年度に公募により事業者を選定し、令和6年度からは、民間による新たな機能導入を進める。 第2庁舎跡地については、民間によるコインパーキング・カーシェアパーキングとして活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	民間によるまちなかの魅力的な都市拠点の創出により、観光交流施設の利用者数や来街者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】文化振興事業

【事業実施時期】	平成8年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	市民が求める文化活動に柔軟に対応できるよう、文化団体への支援を行うとともに、舞台設備等の機能向上が図られた文化ホールについて「文化芸術の振興拠点」としての活用体制の構築検討を進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	文化ホールを拠点とした文化活動の活発化により、観光交流施設の利用者数、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 結婚新生活支援事業**

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	結婚に伴う経済的負担を軽減し、人口減少の抑制や出生率の向上を図るとともに、若者の移住・定住を促進するため、新婚世帯を対象として家賃等を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	若者の移住・定住を促進するまちづくりにより、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 地域福祉計画推進事業**

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	地域福祉活動のネットワーク化を推進し、支援等を必要とする市民へのサービス導入等による地域福祉力の向上を図るため、民児協区単位へコミュニティソーシャルワーカーを配置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	市民への福祉サービスの向上により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

## 6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### 〔1〕 街なか居住の推進の必要性

本市の総人口は、リゾートホテルの建設による従業者の増加や陸上自衛隊駐屯地の配備などにより、国勢調査によると 2020 年（令和 2 年）に増加に転じているものの、全体としては減少傾向が続いている。

中心市街地の人口は、転入者が増えた 2018 年（平成 30 年）に増加に転じているものの、市全体と同様に減少傾向にある。市民アンケート調査によると、「中心市街地に住みたい、住み続けたい」と思う人が 26.9%に対して、思わない人は 49.9%と高く、市民の中心市街地での居住ニーズは低い。

中心市街地の年齢 3 区分別の人口割合では、2022 年（令和 4 年）の老年人口比率は 30.3%（市全体 27.5%）、年少人口比率は 11.3%（市全体 15.2%）で市全体より少子高齢化が進んでおり、中心市街地の少子化・高齢化が深刻な状況にある。市の将来人口見通しでは、今後も高齢化が進むとされており、将来的に空家等が増加していくことが予測され、周辺的生活環境の悪化に影響を及ぼすことも課題となる。

この現状を踏まえ、若者の定住促進に資する公営住宅の活用や民間賃貸住宅の整備促進、空家等の適切な管理と有効活用などが必要となる。

### 〔2〕 具体的事業の内容

#### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### （2）認定と連携した支援措置に関連する事業

##### ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

##### ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

#### （3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】(仮) 公営住宅及び公有地活用による定住促進策の検討事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	PFI 導入による公営住宅の活用及び公有地活用による民間賃貸住宅の整備促進など、若者の定住促進に資する方策の検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	公営住宅や民間賃貸住宅の充実により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 空家対策事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	若者の定住対策として空家の利活用の検討を行う。令和6年度より空家実態調査を行うとともに、空家対策計画の改定を行い、定住対策としての空家の具体的な利活用施策を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	若者向けの住宅の充実により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 中心市街地共同住宅供給事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	まちづくり会社		
【事業内容】	中心市街地には老朽化が進んだ低層住宅が密集しており、転入者向けの住宅が少ないことから、「不動産の所有と利用の分離」により、民有地主と定期借地契約を結び住宅用地を集積して高層共同住宅を新設する。商業地域の容積率のポテンシャルを最大限に活用した共同住宅の整備等、定住促進及び賑わいづくりについての検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	高層共同住宅の整備により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

## 7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### 〔1〕経済活力の向上の必要性

本市の小売業は、事業所数、売場面積が減少しているものの、観光客の増加とともに、従業者数、年間商品販売額が増加している。本市の中心市街地には、3つの通り会（商店街）があり、大規模小売店は、宮古空港周辺など、中心市街地の外に立地している。

市民アンケート調査によると、中心市街地へは、買物や理容室などのサービス、金融機関等の利用、飲食などを目的に、約4割の住民が週1回以上訪れているものの、昼間の滞在時間は、2時間未満が約7割を占めている。市民が思う中心市街地の将来像としては、「買物の魅力があるまち」や「歩きたくなるまち」「車で訪れやすいまち」「子ども連れで楽しめるまち」などが上位にあがっている。また、中心市街地の印象として、「歩きやすく、快適に過ごせる」と思う人が13.9%に対して、思わない人は56.8%と高く、中心市街地の滞留性・回遊性の確保に向けた歩きやすさや快適性の向上などが課題となっている。

市全体の入域観光客数は、宮古空港への東京・関西直行便の通年運行や平良港への海外クルーズ船の寄港などにより増加傾向にあり、リゾートホテルの建設などが活発となっている。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国内外の入域観光客が減少しており、飲食業、宿泊業、運輸業（タクシー・レンタカー）等の観光関連業種の事業活動へ大きく影響している。

この現状を踏まえ、コロナ禍後の入域観光客数の増加を見込んだ取組として、平良港などの観光・交流機能の充実、公設市場の活用や通り会（商店街）の商業環境の充実、綾道などの歴史資源を生かした魅力の発信などにより、オーバーツーリズムを防ぎつつ、市民が居心地良く、観光客も立ち寄りやすい賑わいを創出し、経済活力の向上を図る必要がある。

### 〔2〕具体的事業の内容

#### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし



(2) 認定と連携した支援措置に関連する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】夏まつりの充実（花火大会）

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	宮古島商工会議所		
【事業内容】	毎年 7 月下旬に、宮古島市の西里通り・下里通り・市場通りを歩行者天国にして開催されている夏の一大イベント。ミス宮古島の発表や東西大綱引き、ちびっ子駅伝大会など様々なイベントが開催される。新たに夏まつりのメインプログラムとなる花火大会の開催に向けた取組を進める。運営にあたっては持続的な各通り会の連携力・企画力向上を図る運営体制の構築を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	まちなかでのイベントの開催により、来街者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】公設市場（指定管理者制度及び PFI 導入可能性検討）

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 8 年度		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	中心市街地内には観光客が滞在する場所（食事や滞留）が少ないため、昼間においても人々が交流・滞留できる場所としての施設の改善を図る。民間活力を活かした指定管理や PFI の導入について令和 7 年以降に具体的な取組検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	公設市場の交流・滞留の場としての機能強化により、観光交流施設の利用者数や来街者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】エコ通貨

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	エコ活動を行った市民に地域クーポンである「理想通貨」を配布し、市内で本制度に協力頂く店舗にて特典の提供を受けられるものとなっている。中心市街地における協力店舗の拡大と、市民への普及拡大を進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	地域クーポンによるリピーターの確保により、来街者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】（仮称）neo 歴史文化ロード啓発事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	文化財保護活動事業として清掃作業などを継続して実施するとともに、観光資源としての PR 活動の推進やガイドの育成等の検討を進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数		
【活性化に資する理由】	綾道の観光資源としての活用による回遊性の確保により、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 商業施設の整備検討

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	宮古島市・民間事業者		
【事業内容】	みなとと中心市街地の結節点として、飲食・専門店を中心とし、歩いて楽しめる商業スペース。ナイト・スポットとしての魅力を備えた大人の社交空間を創出する。民間活力の導入による整備として、令和5年度に事業者の公募、令和6年度以降に施設整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数） 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	新規の商業施設の整備より、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 宮古島観光誘客受入体制強化業務

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	宮古圏域観光への満足度向上及び高付加価値化に繋げていくため、関係機関と連携し、離島独自の誘客活動並びに受入体制の構築・強化、ターゲット市場の分析を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出		
【目標指標】	都市福利施設・観光交流施設等の利用者数		
【活性化に資する理由】	観光客の受入体制の強化により、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 地域づくり支援事業補助金（公募型）

【事業実施時期】	令和2年度～令和10年度		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	市民が主体となった地域の課題解決に向け、地域の個性及び資源を活かした「自主的で個性豊かな宮古島」を推進する地域づくり団体が行う取組を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の充実と住環境の整備によるまちなか定住の魅力向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	市民が主体となった地域の課題解決により、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】観光協会DMO

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	宮古島観光協会		
【事業内容】	令和2年秋、観光庁DMO登録を目指す方針を確認。令和4年3月「候補DMO」登録。令和6年度末までに「登録DMO」を目指し、市が推進するエコアイランド宮古島を基本構想として持続可能な観光地の実現に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数		
【活性化に資する理由】	観光客の受入体制の強化により、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】6次産業化事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	地元の農林水産物を活用した1次、2次加工の技術開発、流通販売戦略、消費拡大、観光との連携等、すべての産業と農業の連携した6次産業化を図り、地元の特産品を供給するシステム等のプロジェクト推進を関係団体と連携して進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	魅力的な地域特産物の購買機会の創出により、観光交流施設の利用者数や来街者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】デジタル地域通貨の導入検討事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	商工会議所、商店街連合会		
【事業内容】	キャッシュレスのデジタル地域通貨の導入により観光消費の拡大を目指すとともに、登録者への情報発信等によりエコアイランド宮古島のファン集団を形成する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	デジタル地域通貨の導入による利便性の向上により、回遊性や来街機会の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 街なかウォーカブル推進事業**

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	宮古島市・まちづくり会社・商店街連合会		
【事業内容】	居心地がよく歩きたくなるまちづくりのため、歩行空間や滞在空間づくりを沿道商店街と一体となって進める。また、道路占用・使用許可手続きを実施する。 マティダ市民劇場から海岸線までのウォーカブルを促進する。 中心市街地に点在する御嶽や拝所を緑地広場やビオトープとして整備し連携させることで、宮古島の歴史を探訪しながらまちの散策ができる空間を提供する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	ウォーカブルの推進により、まちなかへの回遊性の向上や滞在時間の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 みなとまち観光交流拠点の整備・運営事業**

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	中心市街地に市民や観光客などが楽しめるプール・スパ・娯楽施設を核としたレジャー拠点施設を整備し、観光客のまちなかでの宿泊の魅力向上を図る。花見（ジャカランダ）やキャンプファイアなど季節に応じて多目的な空間利用を併設する。さらに空港直結バスの稼働によりチェックイン前やチェックアウト後の余剰時間での集客に繋げる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	レジャー拠点の整備により、観光客のまちなかへの滞在機会の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 商業施設等の再編・整備事業**

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	まちづくり会社		
【事業内容】	<p>中心市街地のまち歩き拠点として根間地区に琉銀裏通りとガイセン通りを横断する形で、地産商材の製造や卸小売りを集積させた商業施設“ローカルマーケット”を整備する。</p> <p>ローカルマーケットの新設に伴い、公設市場を交通と商業サービスの拠点施設として活用する。</p> <p>さらに、中心市街地の賑わい創出の基本となる商業床面積の減少、テナント料の高騰の抑制策として多彩な商業サービスを提供できるテナントビルなどを整備する。</p> <p>中心市街地に新しい価値を創造する多目的緑地の整備に向けた用地確保のための代替施設として商居複合施設を整備する。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	商業施設の再編により、まちの賑わいの創出と回遊性の向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 エコライフサービスの提供検討事業**

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	商工会議所、商店街連合会		
【事業内容】	サブスクリプションによるシェアリングサービスを構築し、まちなか居住の優位性を向上させる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	シェアリングサービスの導入による利便性の向上により、回遊性や来街機会の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 商店街連合会の組織化及びまちづくり推進事業**

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	商店街連合会・宮古島市・商工会議所・まちづくり会社		
【事業内容】	通り会全体で検討する体制として、商店街連合組合等の管理運営の組織化を図り、全体のまちづくりに展開する。 4つの通りでの街灯の充実による明るい夜間景観を創出することをはじめとして、公園等の管理・運営や各種イベントの実施、老朽化した店舗の活用等による新規参入事業者の支援等の検討を行い、中心市街地の賑わいの維持・誘導に向けた体制づくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	商店連合会の組織化により、まちなかの活性化に向けた取組の実現化に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】 まちづくり会社の都市再生推進法人化に向けた計画検討**

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	まちづくり会社		
【事業内容】	まちづくり会社の都市再生推進法人化に向けた計画検討（事業検討、研究、アドバイザー派遣等）を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか拠点の機能強化とみなとまち整備による賑わいの創出 交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	都市福祉施設・観光交流施設等の利用者数 中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	まちづくり会社の都市再生推進法人化により、まちなかの活性化に向けた取組の実現化に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

## 8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

### 〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

市内の公共交通機関は、路線バスがあるものの、市民の日常的な移動は自家用車が中心となっており、市民アンケート調査によると、昼間に中心市街地へ訪れる人の約8割が自家用車を利用している。

市では、エコアイランド宮古島の実現に向けた超小型モビリティや電気自動車の普及とともに、島内移動の利便性の向上を図るため、路線バス以外に宮古島ループバスやタクシー事業者による相乗りタクシーなどの運行に向けた検証に取り組んでいる。

観光客の島内移動は、宮古空港の観光客は自由に動き回れるレンタカー、クルーズ船の外国人観光客は一般タクシーや貸切バスが主な移動手段となっている。新型コロナウイルス感染症拡大による観光客減少の影響により、レンタカーやタクシーが減少しており、コロナ禍後の観光客の移動手段の確保が課題となっている。コロナ禍前に年間約45万人の乗客乗員数のあったクルーズ船客においては、交通においてもオーバーツーリズムへの対応が必要となっている。

この現状を踏まえ、路線バス、循環バス、タクシー、レンタカーを含めた多様な移動手段の確保が必要となる。また、エコアイランド宮古島2.0の実現に向けた電気自動車等の普及に取り組む必要がある。

### 〔2〕具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) 認定と連携した支援措置に関連する事業

##### ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

##### ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし



(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】電気自動車普及事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	宮古島市		
【事業内容】	EVに関して先進的な取組を展開し、EVビジネス・新ビジネスの創出による産業振興・雇用創出のほか、島内電力需要の増加や充電インフラの整備、人材育成の取組を行うことで、市民や事業者の自主的な取組を促進し、EV アイランド宮古島としてブランドによる交流人口の増加を進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	電気自動車の普及によるエコアイランドとしてのブランドの確立により、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】交通ターミナル整備検討事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	協議会		
【事業内容】	公共交通機関を利用した中心市街地へのアクセス利便性を高めるため、拠点となる交通ターミナル等の設置の可能性について検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	観光客が利用できる市内循環バスの運行により、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】次世代交通（グリーンスローモビリティ）導入検討事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	協議会		
【事業内容】	観光客がゆっくりと回遊できる交通手段として、グリーンスローモビリティの導入を検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交通アクセスの向上と回遊性の高い空間整備による来街・滞在の促進		
【目標指標】	中心市街地の来街者数（バス停利用者数）		
【活性化に資する理由】	観光客が利用できる市内循環バスの運行により、観光交流施設の利用者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

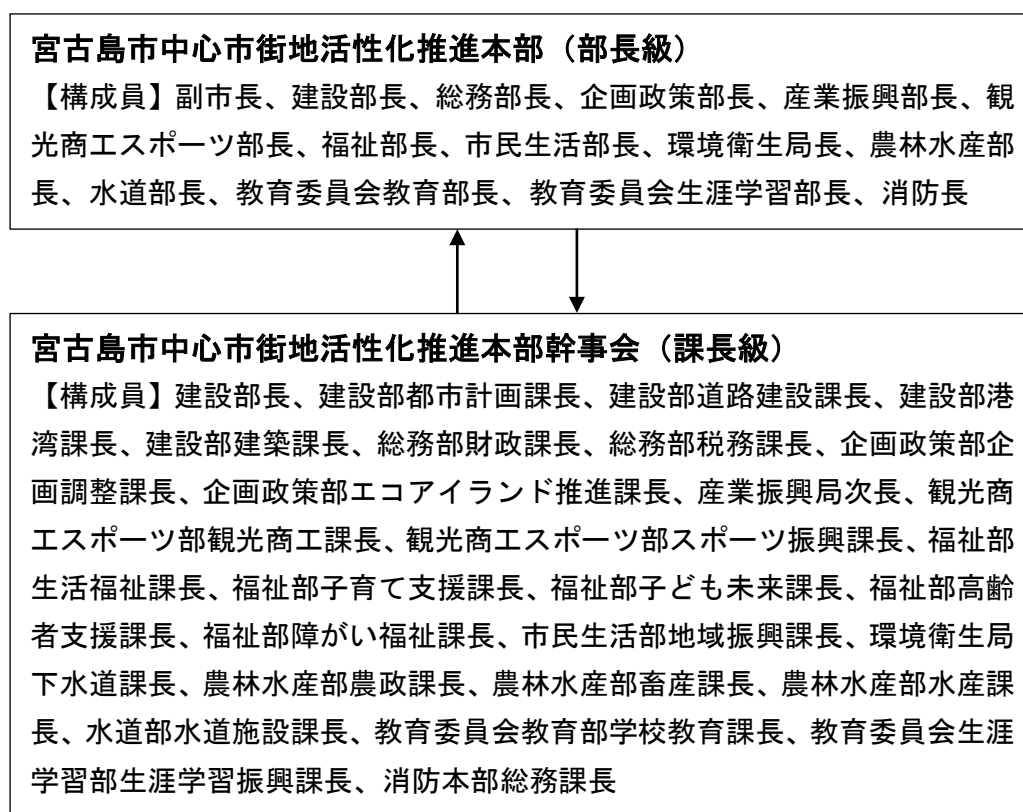


## 9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### 〔1〕市の推進体制の整備等

#### (1) 庁内組織

本市では、中心市街地の活性化を庁内で総合的に推進するため、建設部都市計画課を事務局として、「推進本部」と「推進本部幹事会」を設置し、情報の共有化を図るとともに、計画の策定に必要な検討を行っている。



#### (2) 庁内の連絡調整のための会議等

##### ①中心市街地活性化推進本部

・令和4年度に全1回、令和5年度に全1回、中心市街地活性化推進本部を開催した。

開催	開催日	議題
R4 第1回	令和5年2月14日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画について</li> <li>・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画策定に向けた検討状況</li> <li>・ 中心市街地の課題と対応事業について</li> <li>・ 基本計画策定に向けた今後の検討事項</li> </ul>
R5 第1回	令和5年11月28日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画について</li> <li>・ これまでの検討経緯</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画方針について</li> <li>・ 計画に位置付ける事業について</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画（案）について</li> </ul>

## ② 中心市街地活性化推進本部幹事会

- ・ 令和4年度に全1回、令和5年度に全1回、中心市街地活性化推進本部幹事会を開催した。

開催	開催日	議題
R4 第1回	令和4年12月2日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画について</li> <li>・ 策定体制・スケジュールについて</li> <li>・ 中心市街地活性化協議会準備会について</li> <li>・ 住民アンケート調査(結果)について</li> <li>・ 中心市街地に位置付ける事業について</li> </ul>
R5 第1回	令和5年11月27日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画について</li> <li>・ これまでの検討経緯</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画方針について</li> <li>・ 計画に位置付ける事業について</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画(案)について</li> </ul>

## (3) 議会

- 市町村議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

**※議会で審議された段階で記載予定**

## (4) 中心市街地活性化に向けた市民・事業者等の検討状況

### ① 事業者ワーキング

中心市街地活性化協議会の運営と並行して、協議会の下部組織として具体の事業実施の担い手となる事業者組織の育成を図ることを目的としたワーキングを実施した。

#### ■ 出席者

出席者	宮古島商工会議所
事務局	宮古島市役所 建設部 都市計画課

#### ■ 開催実績

開催	開催日	議題
第1回	令和5年1月23日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPOの定款変更の進捗について</li> <li>・ 商工会議所による実施予定事業について</li> <li>・ 今後取り組んでいきたい事業について</li> <li>・ 中心市街地の区域について</li> </ul>
第2回	令和5年2月3日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPOの定款変更の進捗について</li> <li>・ 第1回ワーキングの議事確認</li> <li>・ 今後取り組んでいきたい事業について</li> </ul>
第3回	令和5年2月15日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回推進本部会議の報告</li> <li>・ 規約案の改定について</li> <li>・ 第2回準備会に向けて</li> </ul>

第4回	令和5年3月24日 (金)	・ 事業内容の検討（たたき台の作成） ・ 第3回協議会準備会の内容調整
第5回	令和5年9月25日 (月)	・ 事業者WGや協議会で提案された民間中心の事業の整理

## 【2】 中心市街地活性化協議会に関する事項

### （1）協議会の概要（設立日、部会等を含む組織・体制、役割等）

令和5年7月5日に宮古島市中心市街地活性化協議会が設立された。

協議会は、事務局を宮古島市内（特定非営利活動法人美ぎ島宮古島）に置く。

協議会では、中心市街地活性化基本計画についての意見提出、中心市街地活性化に関する事業の実施及び調整、関係者相互の意見及び情報の交換、調査研究の実施、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施に係る協議を行うことを目的とする。

### （2）構成員

協議会は、宮古島商工会議所、中心市街地整備推進機構、中心市街地の活性化に関する法律第15条第4項及び別に規定する者等で構成する。

#### <宮古島市中心市街地活性化協議会構成員>

区分	法令根拠	所属団体
都市機能の増進	法第15条第1項第1号イ	NPO 美ぎ島宮古島（中心市街地整備推進機構）
経済活力の向上	法第15条第1項第2号イ	宮古島商工会議所
市町村	法第15条第4項第3号	宮古島市建設部 宮古島市企画政策部 宮古島市総務部 宮古島市観光商工スポーツ部 宮古島市環境衛生局
関係行政機関等	法第15条第7項	沖縄総合事務局 平良港湾事務所
関係行政機関等	法第15条第7項	沖縄県宮古土木事務所
地域経済	法第15条第8項	一般社団法人宮古島観光協会
地域経済	法第15条第8項	一般社団法人宮古島青年会議所
地域経済	法第15条第8項	沖縄振興開発金融公庫 宮古支店
商業活性化	法第15条第4項第1号	西里大通り商店街振興組合
商業活性化	法第15条第4項第1号	下里通りハイビスカス通り会
商業活性化	法第15条第4項第1号	宮古市場通り商店街振興組合
商業活性化	法第15条第4項第1号	宮古島調理師会
商業活性化	法第15条第4項第1号	宮古島社交飲食業生活衛生同業協会
商業活性化	法第15条第4項第2号	沖縄県飲食業生活衛生同業組合 宮古支部

### （3）開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

### ①準備会

令和4年度に全3回、令和5年度に全1回、宮古島市中心市街地活性化協議会の設立に向けた準備会を開催した。

開催	開催日	議題
第1回	令和4年9月29日 (木)	・ 中心市街地活性化基本計画の役割と宮古島市の計画概要 ・ 宮古島市中心市街地活性化協議会のあり方について ・ 今後の流れ
第2回	令和5年2月27日 (月)	・ 協議会の構成（規約、協議会名簿、機構の状況） ・ 地区内のプロジェクトについて ・ 今後のスケジュール
第3回	令和5年3月29日 (木)	・ 事業内容について ・ 今後の取組について
第4回	令和5年4月21日 (金)	・ 協議会の発足に向けて ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画の方向性について

### ②協議会

令和5年度に全3回、宮古島市中心市街地活性化協議会を開催した。

開催	開催日	議題
第1回	令和5年7月5日 (水)	・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画について ・ 宮古島市中心市街地活性化協議会について ・ 市街地活性化に係る行政計画について ・ 宮古島市まちづくり株式会社（仮称）の設立に向けた協議
第2回	令和5年11月2日 (木)	・ 中心市街地活性化協議会について ・ 中心市街地活性化事業の整理 ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）について
第3回	令和5年12月8日 (金)	・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）について

(4) 法第 15 条各項の規定に適合していること

第 1 項第 1 号イの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、中心市街地整備推進機構「NPO 美ぎ島宮古島」を組織の構成員としている。

(5) 基本計画の作成に際して協議会から意見を聴いたことがわかる資料（意見書等）

※基本計画に対して意見書が提出された段階で記載予定

## (6) 協議会の規約

### 宮古島市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、宮古島市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は事務所を、宮古島市内（特定非営利活動法人美ぎ島宮古島）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 宮古島市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画（以下「基本計画」という。）並びにその実施に関する必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 中心市街地の活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 宮古島商工会議所
  - (2) 中心市街地整備推進機構
  - (3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第4項及び第6項に規定する者
  - (4) 前項に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者。
- 2 前項の申し出により構成員となった者は、前項に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、構成員の資格を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長1人を置き、構成員の中から選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会等の設置)

第6条 協議会の重要な意思決定を行うため、「総会」を設置する。

- 2 中心市街地の活性化に関する事項について、専門的に研究・検討するため、「専門部会」を設置することができる。

(総会)

第7条 総会の掌握事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 予算の制定
- (3) 会長及び副会長の選任



(4) 構成員の入会及び退会

(5) その他協議会の運営や中心市街地の活性化に関して、重要と認められる事項

2 総会は、全ての構成員を委員とする。

3 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

4 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 総会の審議は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 専門部会の掌握事項は、協議会の目的に関する事項を専門的に研究・検討をすることであり、協議会において指定するものとする。

2 専門部会は、協議会が指名した者をもって充てる。

3 専門部会は、活動状況を協議会に報告する。

4 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第9条 事務局は、特定非営利活動法人美ぎ島宮古島とし、庶務を処理する。

(協議結果の尊重)

第10条 構成員は、総会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、運営協力金、負担金その他収入によるものとする。

(運営協力金)

第12条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者又は個人が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

(監査)

第13条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、総会の同意を得て、会長が選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長並びに構成員に報告しなければならない。

(財務)

第14条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、宮古島市中心市街地活性化協議会 設立総会の日から施行する。

## 【3】基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

#### ①「宮古島市中心市街地活性化基本計画」策定のためのアンケート調査

中心市街地に対する市民の来訪状況（来訪頻度、交通手段、滞在時間、目的）、普段よく行く買物先、中心市街地の印象、中心市街地の理想の将来像、中心市街地の活性化に必要と思われる取組について把握し、中心市街地での滞在時間の短さや買物の魅力への高いニーズなどが明らかとなった。

- 調査期間：令和4年9月28日（水）～10月14日（金）
- 調査方法：調査票の郵送配布、WEB 回答
- 調査対象者：満18歳以上の市民
- 発送数：2,000通＋宮古島市HPにおいてWEB回答用のURLを公開
- 回収数：807通（うち郵送回収499通、WEB回収305通）
- 回収率：40.4%（参考値）

### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

#### ①パブリックコメント

※パブコメを実施した段階で記載予定

## 10 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

### 【1】都市機能の集積の促進の考え方

宮古島市では、都市マスタープラン等において、都市機能の集積について、次のとおり位置づけている。

#### ■宮古島市都市計画マスタープラン（令和3年4月改定）

市都市計画マスタープランにおいて、平良港背後に広がる市街地では、歴史、文化、インフラなどの様々な既存ストックを活用して、まちのアイデンティティを大切にした魅力的な市街地環境づくりを進めるため、都市施設（道路、公園など）、都市機能の整備・更新を図り、中心市街地の拠点性を高めたコンパクトな市街地形成を目指すとしている。

#### ■宮古島市住生活基本計画（平成30年2月）

今後の住まいづくりと生活環境の「質」の向上を持続可能に推進するための市住生活基本計画においては、活力のある市街地づくりを図るため、地域資源として空家等の利活用の促進を図るとともに、既存商店街の活性化と併せて、まちなかの賑わい創出とまちなか居住を促進としている。

#### ■宮古島市景観計画（令和3年4月改定）

市景観計画では、平良地域の商業地域と近隣商業地域において、通りから発展してきた旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承し、通り毎にテーマ性をもつ、歩いて楽しい中心商業・業務地景観づくりを進めるとしている。

#### ■第2次宮古島市観光振興基本計画（平成31年3月）

市観光振興基本計画においては、満足度向上につながる受入基盤・環境の整備のひとつとして、中心市街地の活性化を位置づけ、西里通り、下里通り、市場通り周辺の環境整備、平良港から市街地までの回遊性強化等を施策の方針として示している。

#### ■宮古島市バリアフリー基本構想（平成25年3月）

生活関連施設及び観光施設を中心とした地区での重点的・一体的なバリアフリー化の促進を目的とした市バリアフリー基本構想においては、優先度が高い旧平良庁舎中心市街地周辺を「重点整備地区」に位置づけ、市全体のバリアフリー化に向けたモデルとして、生活関連施設（公設市場、旧平良庁舎等）及びそれらをつなぐ生活関連経路（下里通り、市場通り、西里通り等）における主な事業内容を示している。

#### ■宮古島市みなとまちづくり基本構想（令和4年3月）

基本構想の方向性のひとつとして、「みなとまちの活気を中心市街地へと波及（しみだし）」を掲げており、中心市街地は、「中心市街地再生ゾーン」として、市街地観光・交流の拠点となる既

存施設の活用、市街地観光の回遊性の向上、「市街地活性化ゾーン」として、みなとまち宮古の賑わいを強化する結節点づくり、歩いて楽しい裏路地づくり、「歴史保全&結節ゾーン」として、宮古の歴史的空間としての既存市街地の保全、歩いて楽しい沿道空間（R390）の形成、観光客と地元住民が交流できる市街地エントランス空間（交流拠点）の整備を方針として掲げている。

#### ■第1期宮古島市みなとまちづくり基本計画（令和5年3月）

「宮古島市みなとまちづくり基本構想」の事業施策のロードマップの第1期計画として、クルーズ船客とフライト客の増大に対して、オーバーツーリズムを回避するためスムーズな交通の分散と受入施設の整備を目指している。

中心市街地の区域では、①クルーズ船客に対するコンシェルジュ機能の強化、②クルーズ船客の宮古島観光に対する交通の分散、③クルーズ船客のみなとまちへの誘導と観光客と地元住民が交流できる市街地エントランス空間の整備を位置づけている。

## 【2】都市計画手法の活用

本市は伊良部地域を除く市全域が都市計画区域であり、都市計画図のとおり用途地域を指定し、3つの通り会（西里通り商店街振興組合、市場通り商店街振興組合、下里通りハイビスカス通り会）を中心に「商業地域」及び「近隣商業地域」、そのまわりを取り囲むように第一種住居地域を指定し、都市機能の集積を図っている。

市内の準工業地域約45.0haに係る特別用途地区の都市計画決定について、都市計画素案を元に、令和5年11月に住民説明会、令和6年1月に県事前協議を予定としている。同年2月に「宮古島市都市計画審議会」の承認を得たのち、同年3月に県知事との協議、同月に都市計画決定告示を予定している。

### 〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

#### (1) 中心市街地における既存ストックの現況

本市の庁舎は、2021年（令和3年）1月4日から、新総合庁舎に機能が集約され、中心市街地に位置している旧平良庁舎の建物の利活用及び旧平良第2庁舎の建物解体後の跡地利用を検討中である。

分類	施設名	整備年度	延床面積 (㎡)	備考
行政系施設	旧平良庁舎	1992年度（H4年度）	8,119	機能は総合庁舎へ移転。建物は、売却又は賃貸等の利活用を促進。
行政系施設	旧平良第2庁舎	1972年度（S47年度）	1,628	機能は総合庁舎へ移転。建物は解体(2022年)し、跡地活用を促進。
教育文化施設	宮古島市文化ホール (マティダ市民劇場)	1995年度（H7年度）	4,355	
保健医療福祉施設	西里福祉交流センター (平良地区地域密着型事業所)	2005年度（H17年度）	573	
子育て支援施設	北幼稚園	2009年度（H21年度）	400	
産業系施設	公設市場	2011年度（H23年度）	746	
産業系施設	市街地型エコハウス施設	2009年度（H21年度）	191	

出典：宮古島市個別施設計画（令和2年3月）、宮古島市公共施設等再配置計画（平成31年3月）

#### (2) 本市の行政機関、都市福利施設の立地状況

本市の庁舎等の行政機関、病院や学校等の都市福利施設の立地状況は以下のとおりである。

区分	施設数	備考
行政系施設	19	庁舎、消防施設等
学校教育系施設	小学校	15
	中学校	9
	小・中学校	1
	その他	7
社会教育系施設	30	公民館、コミュニティセンター、図書館、博物館等
スポーツ系施設	13	体育館、陸上競技場、球場、屋内・屋外運動場等
産業系施設	65	産業施設(育苗センター、農・水産物加工施設等)、観光施設(伝統工芸品センター等)
子育て支援施設	30	保育所、幼稚園、児童館・児童センター等
保健医療福祉施設	18	診療所、保健福祉センター等
その他・処理施設等	18	処理施設、防災センター等

### (3) 本市の大規模集客施設の立地状況

本市の大規模集客施設（面積 1,000 m<sup>2</sup>超）は以下のとおりであり、中心市街地には立地していない。

	SC 名	店舗面積 (m <sup>2</sup> )	中心市街地
1	イオンタウン宮古西里	3,780 m <sup>2</sup>	—
2	イオンタウン宮古南	9,000 m <sup>2</sup>	—
3	サンエー宮古島シティ	11,912 m <sup>2</sup> (延床)	—
4	ドン・キホーテ宮古島店	3,419 m <sup>2</sup>	—
5	ドラッグストアモリ久貝店	1,409 m <sup>2</sup>	—
6	ベスト電器宮古店	—	—
7	ファッションセンターしまむら	1,191 m <sup>2</sup>	—
8	タウンプラザかねひで宮古店	2,441 m <sup>2</sup>	—
9	メイクマン宮古店	2,860 m <sup>2</sup>	—
10	サンエーショッピングタウン宮古	3,415 m <sup>2</sup>	—

出典：宮古島市資料

### (4) 空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けた取組方針

コンパクトなまちづくりの実現に障害となり得る空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けた取組方針等を以下のとおり定めている。

上位・関連計画名称	方針・施策等
第2次宮古島市総合計画（平成29年4月）	<p>&lt;快適な居住環境の形成&gt;</p> <p>○快適なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家について指導・勧告を行うなど、市民の安全・安心な暮らしを確保する。</li> <li>・また、空家所有者や地域をはじめ、各関係機関、専門家など多様な主体の相互連携を図り、利用可能な空家を地域の資源として活用するなど、総合的な空家対策を図る。</li> </ul>
第2次宮古島市観光振興基本計画（平成31年3月）	<p>&lt;中心市街地の活性化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地、空き家などの不動産情報を集約し、創業希望者への情報提供を促す。</li> </ul>
第3次宮古島市定住自立圏共生ビジョン（令和3年3月）	<p>&lt;環境&gt;</p> <p>○住環境の整備</p> <p>a 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住条件として、住宅の供給不足が指摘される一方で、空き家が増加傾向にあり、空き家の利活用が困難である現状があることから、空き家の利活用による定住条件の整備を図る。</li> </ul> <p>b 機能分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心地域においては、行政と自治会とのネットワークを構築することで、空き家の現状や利活用事例の共有が可能な仕組みづくりを推進する。</li> </ul>

宮古島市みなとまちづくり基本構想(令和4年3月)	<p>&lt;市街地活性化ゾーン&gt;</p> <p>○歩いて楽しい裏路地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リゾート地と近接する立地を活かしたワーケーション等の展開については、空き地、空き家等の不動産情報を集約し、民間事業者への情報提供を促す。</li> </ul>
--------------------------	---

## 【4】都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に向けて行う事業として、掲載している事業は、以下のとおりである。

### ●市街地の整備改善に資する事業

- ・ 根間公園整備事業
- ・ エコハウス
- ・ ひらりん公園の再整備
- ・ はりみず公園周辺の再整備

### ●都市福利施設の整備に資する事業

- ・ 旧平良庁舎利活用検討・旧平良第2庁舎利活用検討

### ●街なか居住の推進に資する事業

- ・ (仮) 公営住宅及び公有地活用による定住促進策の検討事業
- ・ 空屋対策事業
- ・ 中心市街地共同住宅供給事業

### ●経済活力の向上に資する事業

- ・ 公設市場(指定管理者制度及びPFI導入可能性検討)
- ・ 商業施設の整備検討
- ・ みなとまち観光交流拠点の整備・運営事業
- ・ 商業施設等の再編・整備事業

### ●公共交通機関の利便性の増進に資する事業

- ・ 交通ターミナル整備検討事業

## 11 その他中心市街地の活性化に資する事項

### 〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意点

特になし

### 〔2〕都市計画等との調和

中心市街地活性化基本計画に基づく事業等は、市都市計画マスタープラン等において、以下の通り適合又は調和が図られている。

上位・関連計画名称	方針・施策等
宮古島市都市計画マスタープラン(令和3年4月改定)	<p>&lt;市街地整備の方針&gt;</p> <p>○中心市街地の重点的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西里大通り、下里通り、市場通りを骨格とする中心拠点（中心市街地地区）では、市民や観光客が集い交流する賑わいの拠点づくり、安全・快適に回遊できる空間づくり、本市の情報発信などを念頭に置いて、地域を巻き込みながら重点的に事業・施策を展開する。</li> <li>・「みなとまち宮古再生プロジェクト」の取組を核とし、平良港やトゥリバー地区との連続性を高める市街地整備、各通り会が主体となった店舗・道路の修景整備など、ハード・ソフトの一体的整備を進めていく。</li> <li>・市役所機能の移転に伴う旧平良庁舎の未利用施設については、中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用を検討する。</li> </ul> <p>&lt;平良地域・市街地ゾーンの都市づくりの方針&gt;</p> <p>①市民・観光客の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下里通り、西里通り、市場通り、マクラム通りの商店街は、『中心商店街エリア』に位置づけ、賑わいある商業環境形成を図る。</li> <li>・平良港周辺の旧市街地は、『歴史環境保全エリア』と位置づけ、歴史・文化を通じた回遊機会の促進を図る。</li> <li>・平良港周辺一体は、平良港を『交流・物流エリア』、荷川取漁港周辺を『漁業・海洋レジャー共存エリア』と位置づけ、海をいかした交流促進を図る。</li> <li>・市役所機能の移転に伴う旧平良庁舎の未利用施設については、中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用を検討する。</li> </ul> <p>②良質な定住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域内の住宅地は、『住宅地エリア』と位置づけ、市街地整備及び規制誘導による良質な定住環境の形成を促進する。</li> </ul>



	<p><b>③商業・業務機能の集積促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(都) 中央縦線沿いの用途地域内は、『商業・業務エリア』と位置づけ、商業・業務機能の立地促進を図る。</li> </ul>
第2期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月改定)	<p><b>基本目標1. やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業名 ・公設市場事業</li> <li>・6次産業化プロジェクト推進事業</li> </ul> <p><b>基本目標2. 多彩な交流によりひとを呼び込む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業名 ・宮古島市 neo 歴史文化ロード整備事業</li> </ul> <p><b>基本目標3. 妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業名 ・ファミリー・サポート・センター事業</li> </ul> <p><b>基本目標4 健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業名 ・空き家対策</li> </ul> <p><b>横断的な目標1 持続可能な地方創生を推進する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業名 ・電気自動車(EV)普及事業</li> </ul>
宮古島市住生活基本計画(平成30年2月)	<p><b>○市街地活性化と連携したまちなか居住</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活力のある市街地づくりを図る為、地域資源として空家等の利活用の促進を図るとともに、既存商店街の活性化と併せて、まちなかの賑わい創出とまちなか居住を促進する。</li> </ul>
宮古島市景観計画(令和3年4月改定)	<p><b>○中心商業・業務地景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから発展してきた旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承し、通り毎にテーマ性をもつ、歩いて楽しい中心商業・業務地景観づくりを進める。</li> </ul>
第2次宮古島市観光振興基本計画(平成31年3月)	<p><b>○中心市街地の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎移転後の市街地の活性化のため、西里通り、下里通り、市場通り周辺の環境整備を行う。</li> <li>・平良港から市街地までの導線確保と回遊性強化を図り、消費拡大を実現するためにまちなかめぐりルートの作成を行う。</li> <li>・空き地、空き家などの不動産情報を集約し、創業希望者への情報提供を促す。</li> </ul>
宮古島市バリアフリー基本構想(平成25年3月)	<p>中心市街地周辺の重点整備地区内において、事業を実施すべき施設として、生活関連施設及びそれらをつなぐ経路を生活関連経路に位置づける。</p> <p>(生活関連施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公設市場、西里郵便局、琉球銀行宮古支店、旧平良庁舎 等</li> </ul> <p>(生活関連経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央縦線、下里通り線、市場通り線、西里通り線、久松線 等</li> </ul>

## 【3】その他の事項

### (1) 環境・エネルギー等への配慮

本市は、地下水保全をはじめとする環境保全と世界的規模での環境問題の改善に向けて、平成20年3月31日に「エコアイランド宮古島」を宣言した。

平成30年3月には、エコアイランド宮古島宣言から10年経過したことを踏まえ、より市民と一体となった取組の指針となるビジョンづくりを意識して、「エコアイランド宮古島宣言2.0」を発表した。

エコアイランド宮古島宣言2.0においては、市民と目標を共有するため「千年先の、未来へ。」という標語を決定し、2030年、2050年に5つの指標「地下水水質・窒素濃度」「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」「エネルギー自給率」「サンゴ被度」「固有種の保全」が目指すゴール（エコアイランドの未来像）を定めている。

また、「エコアイランド宮古島」の具現化とその付加価値を高めていくため、市、市民、島内における事業者、観光客等の本市にかかわるすべての人や団体が横断的な連携を図りながら、取組を進めて行くことを目的として、平成26年7月1日に「エコアイランド宮古島の推進に関する条例」が施行された。

同条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、エコアイランド宮古島推進計画（以下、「推進計画」）を策定し、令和4年度と同計画では、中心市街地における悪臭対策やエコアイランド宮古島のブランド化などに取り組むこととしている。

### (2) 国の地域活性化施策との連携

「第2期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」において、計画の目標の実現に向けた主な事業のうち、以下の事業が中心市街地活性化基本計画に位置づけられている。

- 基本目標1「やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする」  
⇒公設市場事業、6次産業化プロジェクト推進事業
- 基本目標2「多彩な交流によりひとを呼び込む」  
⇒宮古島市 neo 歴史文化ロード整備事業
- 基本目標3「妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する」  
⇒ファミリー・サポート・センター事業
- 基本目標4「健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる」  
⇒空き家対策
- 横断的な目標1「持続可能な地方創生を推進する取組」  
⇒電気自動車（EV）普及事業

## 12 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の〔5〕中心市街地の課題～〔6〕中心市街地の方針で意義を記載 「3. 中心市街地の活性化の目標」に目標を記載
	認定の手續	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」、「4～8における各事業」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4～8」の各事業等に掲載した「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4～8」の各事業等に掲載した「実施時期」に記載